

# 水際対策の見直しについて

- 出国前検査、入国時検査、待機期間のフォローアップを維持することを前提に、入国者の待機期間について、7日間待機を原則としつつ、滞在国・地域、3回目ワクチン接種の有無に応じて待機期間を緩和する。
- 自宅待機のための自宅等までの移動（検査後24時間）につき、公共交通機関を使用可とする。
- 外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。

